

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、市議会に報告し、承認を求める。

令和8年6月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

(別 紙)

専 決 処 分 書

周南市条例第 19 号

令和8年3月31日

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

周南市長 藤 井 律 子

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車
税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（平成25年周南市条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「種別割の」を削る。

第1条及び第2条中「種別割の」を削る。

第3条及び第4条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第4条関係）

10 cm	
車 種 (Type of Vehicle) _____	
登録番号 (License Number) _____	
軽自動車税証紙 (Auto mobile Tax stamp)	
税 額 (Tax Amount) ¥ _____	
課税期間 (Tax Period)	
From 年 月 日 から	
To 年 月 日 まで	
交付年月日 年 月 日	
(Date of Delivery)	
周 南 市(Shunan City)	(検 印)
6 cm	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例
新旧対照表

改正前	改正後
<p data-bbox="241 379 1115 499">アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の<u>種別割</u>の賦課徴収の特例に関する条例</p> <p data-bbox="192 560 293 587">(趣旨)</p> <p data-bbox="141 608 1115 1086">第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の規定に基づき、地方税法第5条第2項第3号の軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）の軽自動車税の<u>種別割</u>の税率及び徴収の方法について、周南市市税条例（平成15年周南市条例第55号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。</p> <p data-bbox="192 1147 394 1174">(税率の特例)</p> <p data-bbox="141 1195 1115 1359">第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等（特例法第2条第4項から第6項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者及び軍人用販売機関等をいう。）の所有する軽自動車等に対する<u>種別割</u>の税率は、条例第82条の規定にかかわらず、次の各</p>	<p data-bbox="1245 379 2119 456">アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例</p> <p data-bbox="1191 560 1292 587">(趣旨)</p> <p data-bbox="1140 608 2119 1086">第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の規定に基づき、地方税法第5条第2項第3号の軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）の軽自動車税の税率及び徴収の方法について、周南市市税条例（平成15年周南市条例第55号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1191 1147 1393 1174">(税率の特例)</p> <p data-bbox="1140 1195 2119 1359">第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等（特例法第2条第4項から第6項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者及び軍人用販売機関等をいう。）の所有する軽自動車等に対する税率は、条例第82条の規定にかかわらず、次の各号に掲げ</p>

改正前	改正後
<p>号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>る軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(徴収の方法の特例)</p> <p>第3条 <u>種別割</u>は、条例第85条の規定にかかわらず、普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 前項の規定により<u>種別割</u>を普通徴収の方法により徴収する場合において納税義務者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税義務者に交付しなければならない。</p>	<p>(徴収の方法の特例)</p> <p>第3条 <u>軽自動車税</u>は、条例第85条の規定にかかわらず、普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 前項の規定により<u>軽自動車税</u>を普通徴収の方法により徴収する場合において納税義務者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税義務者に交付しなければならない。</p>
<p>(証紙徴収の手続)</p> <p>第4条 納税義務者は、<u>種別割</u>の徴収が証紙徴収の方法による場合においては、毎年5月中に、市の発行する証紙(別記様式第1号)を市長から購入して払い込まなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>種別割</u>の納税は、納税義務者が購入した証紙に検印(別記様式第2号)を受けたときに完了するものとする。</p>	<p>(証紙徴収の手続)</p> <p>第4条 納税義務者は、<u>軽自動車税</u>の徴収が証紙徴収の方法による場合においては、毎年5月中に、市の発行する証紙(別記様式第1号)を市長から購入して払い込まなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>軽自動車税</u>の納税は、納税義務者が購入した証紙に検印(別記様式第2号)を受けたときに完了するものとする。</p>

改正前

別記様式第1号（第4条関係）

9 cm

車種 (Type of Vehicle) _____
 標識番号 (Plate Number) No. _____
 登録番号 (Registration Number) No. _____

軽自動車税証紙
 Light Automobile Tax Stamp

税額 (Tax Amount) ¥ _____
 課税年度 (Taxable Fiscal Year) _____

交付年月日 _____ 年 月 日
 (Date of Delivery)

周南市
 Shunan City

検印

5 cm

改正後

別記様式第1号（第4条関係）

10 cm

車種 (Type of Vehicle) _____
 登録番号 (License Number) _____

軽自動車税証紙
 (Auto mobile Tax stamp)

税額 (Tax Amount) ¥ _____
 課税期間 (Tax Period)

From 年 月 日 から
 To 年 月 日 まで

交付年月日 _____ 年 月 日
 (Date of Delivery)

周南市(Shunan City)

検印

6 cm